

# 平成29年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業 モデル地域公募要領

平成28年12月  
環境省  
総合環境政策局  
環境影響評価課

## 1. 事業及び公募の目的

2020年以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとなる「パリ協定」が2016年11月に発効しました。この協定は全ての国が参加する新たな国際枠組みとして、地球の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを規定しており、世界的に気候変動への対応を強化していくことが求められています。我が国においては、2030年度の温室効果ガスの削減目標として、2013年度比26%減という目標を掲げ、当該目標達成に向けた対策・施策や、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を盛り込んだ地球温暖化対策計画を平成28年5月に閣議決定しています。本計画においては、再生可能エネルギーの最大限の導入等の地球温暖化対策を大胆に実行することとされており、風力発電についても積極的な導入推進が求められています。このためには、国はもとより地方公共団体においても排出削減、再生可能エネルギーの目標の設定とその実施が不可欠であり、別途、検討の行われている地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定マニュアルにおいても、総排出量削減目標に加えて再生可能エネルギー導入目標を設定することとされています。

他方、我が国では電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）等により再生可能エネルギーの導入が積極的に推進されているところですが、なかでも風力発電（特に陸上風力）は立地適地をめぐって事業計画の集中が見られる等、環境面では累積的影響の考慮の必要性などが指摘されています。また、風力発電については、騒音やバードストライク等の環境影響や周辺住民との紛争等が顕在化しており、的確な環境影響評価の実施を通じて、環境を保全し、地元の理解を得ることが今後の更なる風力発電の導入促進には不可欠となっています。

諸外国及び国内の先進的な地域においては、環境面だけではなく経済面、社会面も統合的に評価して再生可能エネルギー導入を推進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行うゾーニングの手法が具体化され、実際に導入例も見られるようになってきております。ゾーニングにおいては、対象地域において、環境情報等の重ね合わせを行い、関係者による調整の下で風力発電の導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等を設定します。個別事業の実施に先立って地域で調整がなされることで、事業者は具

体的な見通しを持って円滑に事業を実施できること、地元住民等は早期段階から地域における風力発電の在り方の検討に関与できること、これらを踏まえ地方公共団体は環境に配慮した形での再生可能エネルギーの導入促進とそれによる地域の活性化等を図ることが期待できます。また、ゾーニングを通じて風力発電の導入量について具体化できるため、先に述べた地方公共団体実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入目標の検討・設定に活用することもできます。

このような風力発電等に係るゾーニング<sup>\*1</sup>を推進すべく、環境省では、ゾーニング手法の確立と普及を目的として、モデル地域を地方公共団体から公募し、各モデル地域におけるゾーニングの実践から得られた経験を踏まえてマニュアルを策定する事業を今年度から実施しています。現在、4地域において実施中ですが、この度、ゾーニング手法の検討をさらに進めるため、平成29年度事業としてモデル地域をさらに6地域程度公募いたします。

なお、この公募は、平成29年度予算の成立を前提としております。正式なモデル地域の決定は平成29年度予算成立後となります。

※1：現在、我が国では各種法令等による区域指定などのゾーニングが行われていますが、本事業では、風力発電等におけるゾーニングとして、「環境保全と再エネ導入推進の観点から、それぞれの目的を達成するための区域（保全すべきエリア、推進エリア等）について、関係者間協議などを踏まえながら、総合的に取りまとめる取組」としてしています。

## 2. 公募概要（要件等）

公募は、環境保全を前提としつつ、再生可能エネルギー（風力発電等）の推進に積極的な地方公共団体（民間団体と共同実施することもできます）を対象に行います（「3. 応募対象者」も参照）。環境省は、応募があった地域のなかから、ゾーニングを実践するモデル地域を事業特性及び地域特性等を考慮して、審査委員会による審査の上、6地域程度選定します。

### （1）ゾーニングモデル事業で実施する主な内容

各モデル地域では、地方公共団体に主導<sup>\*2</sup>していただき、以下の内容について実施をお願いします。

- 1) ゾーニング手法の検討（保全/推進エリア等、ゾーン設定の基本的考え方の整理）
- 2) 地域の環境特性や法規制等に関する既存情報の収集（風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業等（環境省総合環境政策局環境影響審査室）のデータを活用することもできる。）
- 3) 追加的な環境調査等の実施（必要に応じ、ゾーニングに係る地域の環境特性として不足している情報を調査）
- 4) 対象区域における導入目標量（kW）の検討（地球温暖化対策の地方公共団体実行計画（区域施策編）等における導入目標量（kW）の検討を含む。）

- 5) ゾーニング叩き台（マップ案）の作成
- 6) ゾーニングに係る有識者からの意見聴取（個別ヒアリングや協議会形式等、既存の委員会等があればその活用も可能。）
- 7) 関係者・関係機関の抽出と調整
- 8) エリア毎の事業実施上の課題の明確化
- 9) ゾーニング結果を用いた立地促進方策の検討
- 10) ゾーニング結果のまとめ

環境省では、各モデル地域から得られた情報や経験を踏まえて地方公共団体向けの「ゾーニングマニュアル(仮称)」を策定します。

## (2) 公募要件

以下の要件を満たすことが必要です。

- ・地方公共団体が主導し、2カ年度以内（平成29年度、平成30年度）に風力発電を中心とするゾーニングができること。
- ・風力発電としては、①陸上風力、②洋上風力、③その両方を含む提案のいずれかであること。（なお、特に陸上で風力発電が集中していることなどに鑑み、採択に当たっては陸上風力に係る提案を少なくとも1件以上含めることを想定しています。）
- ・洋上風力発電の対象区域については、一般海域までであって、関係者との調整が可能な範囲とすること。
- ・応募する対象区域は、都道府県全域や複数の市町村（都道府県の支庁単位等）あるいは単一市町村等を対象とすること。（厳密な区域面積の上限・下限は設けていない。）
- ・ゾーニング結果を用いた風力発電事業等の立地促進等を地方公共団体主導で進めることができること。
- ・対象区域全体が、別表1の「応募に当たり避けるべき法令等に基づく地域指定」に該当していないこと。
- ・その他、関係法令や条例等において避けるべきと指定等されているエリアが対象区域全体に該当しないこと。（ただし、当該都道府県等において、その指定等の変更の見込みがある場合はこの限りではない。）
- ・ゾーニングの検討プロセスにおいて、関係者・関係機関等との調整を行うことができること。
- ・ゾーニング結果は公表を前提とすること。
- ・その他、本モデル事業の実施に当たり、対象地域、環境調査等の内容、ゾーニング手法やマニュアル作成に関する環境省からの依頼等に対し、適切に協力・対応できること。

別表1 応募に当たり避けるべき法令等に基づく地域指定

区分	根拠法令等	地域指定等
自然保護	自然公園法	国立公園 国定公園
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産
動植物保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区（国指定鳥獣保護区・国指定鳥獣保護区特別保護地区）
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地の区域
文化財保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産
	文化財保護法	名勝、天然記念物
国土防災等	森林法	保安林（国指定）

### 3. 応募対象者

本事業に応募できるのは、以下のいずれかとします。

- ・地方公共団体（都道府県、市町村。単独でも、複数でも可とします。）
- ・地方公共団体と民間団体の共同実施体

二者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とします。

また、地方公共団体と民間団体の共同実施体の場合、主たる業務を行う者は、地方公共団体とし、民間団体単体での応募は不可とします。

なお、共同提案者である民間団体については下記の条件を満たすことが必要です。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. モデル事業の期間等

本事業の実施期間は2カ年度以内とし、その間に応募者はゾーニング結果をとりまとめ、結果を用いた立地促進方策の検討を行っていただきます。

ただし、当該公募での契約期間は年度単位とします。2カ年度の事業として実施する場合においても、毎年度契約を更新する必要があります。

また、各年度における予算への計上及び成立が前提となります。

### 5. 報告書等

本モデル事業については、「7. 審査方法」により採択された応募者（地方公共団体）が受託者として環境省と委託契約を締結し、モデル事業を実施します。また、年度毎に成果物として事業報告書を作成し、環境省に提出して下さい。

#### (1) 成果品

事業報告書	5部
関連資料	一式

#### (2) 成果品提出先

環境省総合環境政策局環境影響評価課

## 6. 委託額等

### (1) 平成29年度

本事業は、国からの委託事業となります（補助金ではありません。）

委託額は、平成29年度は1地域あたり30,000千円／年以内とします。（各年度における予算への計上及び成立が前提となります。）

ただし、事業の遂行の上で30,000千円／年を超過する費用を要することが見込まれる場合は、「9.（1）応募書類について」における経費支出予定額内訳や応募書類の内容等を確認の上、当該経費の支出が必要不可欠と判断された際には、認められる場合があります。

採択件数は予算の範囲内で6地域程度を想定していますが、提案件数及び提案内容によっては、採択件数や委託額に変更が生じる場合があります。

### (2) 平成30年度

平成30年度の委託額及び委託の考え方は「6.（1）平成29年度」と同様の予定です。

また、委託契約は、単年度毎の単年度契約となりますが、年度毎に業務の遂行状況を確認の上、その結果、明らかに事業の進捗が認められない場合を除いて、提出された計画に基づき平成30年度の契約を締結します。ただし、平成30年度の契約は、当該年度において所用の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、予算見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の大幅な変更を行った、契約を締結しないことがあります。

## 7. 審査方法

応募者から提出された応募書類に基づき、書面審査及び審査委員会による審査を行います。書面審査を通過した応募書類について、有識者等により構成される審査委員会において、「8. 審査委員会における審査項目」に基づき審査を行い、最終的に環境省において採択地域を決定します。審査に当たっては、必要に応じて応募者へヒアリングや追加資料の作成・提出等を求める場合があります。

審査日程等は、以下を予定しています。

平成29年1月11日（水）	公募受付開始
2月24日（金）	公募〆切
3月	審査委員会による審査
3月下旬	採択者の決定・公表 <sup>※3</sup>

※3：結果は、提案書作成責任者に遅延なく通知する。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定。

## 8. 審査委員会における審査項目

別添「審査のポイント及び審査基準」に基づき、地方公共団体主導でゾーニングを行うモデル事業として優れていると判断されたものをモデル地域として選定します。

## 9. 応募方法について

### (1) 応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下のとおりです。

- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| ・ 申請書                       | 20部（正本1部、副本19部） |
| ・ 提案書                       | 20部（正本1部、副本19部） |
| ・ 経費支出予定額内訳                 | 20部（正本1部、副本19部） |
| ・ その他参考資料（提案書に補足が必要な参考資料など） | 20部（正本1部、副本19部） |
| ・ 上記ファイルを納めた電子媒体            | 一式              |

### (2) 応募書類の様式

電子ファイルは、以下の環境省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

申請書、提案書の様式電子ファイルの公表 URL :

<http://www.env.go.jp/press/103416.html>

### (3) 公募要領等に係る問合せについて

公募要領等に係る問合せについては、「10. 提出先・問合せ先」にて対応します。応募者からの問合せに対する環境省の回答のうち、全応募者に関わるものについては、随時、上記環境省ホームページにて公表し、更新についてお知らせします。

### (4) 提出方法

「10. 提出先・問合せ先」の宛先まで持参又は郵送により提出して下さい。

郵送による場合は封筒の宛名面に「平成29年度風力発電等に係るゾーニングモデル事業（応募書類在中）」と朱書きして下さい。

また、申請書類を郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法でお願いします。

### (5) 受付期間

平成29年1月11日（水）から平成29年2月24日（金）17時（必着）とします。

(6) 応募書類提出に当たっての留意事項

- ア 受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が提出先の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けません。
- イ 提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。
- ウ 提出された提案書等は、提出者に無断で、審査以外の目的には使用しません。
- エ 虚偽の記載をした応募書類は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- オ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(7) 提出された応募書類について

- ア 提出された応募書類は、返還しません。
- イ 提出された応募書類は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。
- ウ 審査の結果、契約相手になった者が提出した応募書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(8) 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る提案書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出して下さい。また、提案書類に誓約事項に誓約した旨を明記して下さい。

10. 提出先・問合せ先

本公募にあたり、その業務の一部を日本工営株式会社に委託しており、本公募に関する書類の提出や問合せにあっても、環境省の指示のもと原則委託先において対応します。

〒102-8539 東京都千代田区九段北 1-14-6

日本工営株式会社 環境部

担当：佐藤、宮市、國次

TEL：03-3238-8380（直通）

E-mail：ml-zoning@n-koei.co.jp（佐藤、宮市、國次）

<環境省>

環境省総合環境政策局環境影響評価課

担当：久保井、坂田、鈴木

TEL：03-5521-8236（直通）

E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp

## 1 1. その他留意事項

### (1) 関係地方公共団体との調整について

応募にあたっては、都道府県が応募する場合は市区町村の、市区町村が応募する場合は都道府県の関係部局との調整を必要に応じて行っておくことが望まれます。

### (2) 事務局業務との連携について

事務局は、別途環境省が委託する「平成28年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法検討委託業務」の受託者である日本工営株式会社が担いますので、連携して進めて下さい。年度毎に別途環境省が委託する業務の名称や事務局は変更になる場合があります。

### (3) 調査結果等の帰属について

本モデル事業において得られた調査結果等は、環境省に帰属します。ただし、各モデル地域において得られた調査結果等は、それぞれの応募者において自由に活用することができるものとします。

(4) ゴーニングモデル事業で計上できる費用について

事業に計上できる経費の区分は別表2のとおりとします。

なお、契約は単年度毎になるため、計上する費用は、平成29年度分と30年度分に年度毎に分けて申請して下さい。

別表2 経費の区分

経費の区分		内 容
業 務 費	旅 費	当該業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費。
	諸謝金	当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等。
	会議費	当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等。
	備品費、 借料及び損料	備品費は、当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費。備品は、5万円以上で、かつ、以下に掲げる「消耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。
	賃 金	当該業務を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金。
	消耗品費	当該業務に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期（おおむね2年）の反復使用に耐えない物品）に係る経費。
	通信運搬費	当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費。
	印刷製本費	当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑役務費	当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）。
	外注費 (再委託費)	当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。
その他	その他事業を行うために必要な経費で上記の区分に該当しないもの。計上する場合は、環境省担当官と協議が必要。	

(5) 委託の形態

「2.(1) ゾーニングモデル事業で実施する主な内容」について、ゾーニングモデル事業に選定された地方公共団体と環境省の委託の形態は図1のとおりとなります。この際、地方公共団体は既存文献収集や環境調査、フィージビリティの検証等業務の一部を民間調査会社等に外注（再委託）することができます。

また、地方公共団体において、特段の事情により業務に係る調整等を速やかに行うことが困難であり、それにより本モデル事業の進捗が著しく遅滞するおそれがある場合であって、環境調査等を環境省が地方公共団体の代わりに実施することが妥当と判断された場合は、図2の委託の形態を例外的に認めることがあります。

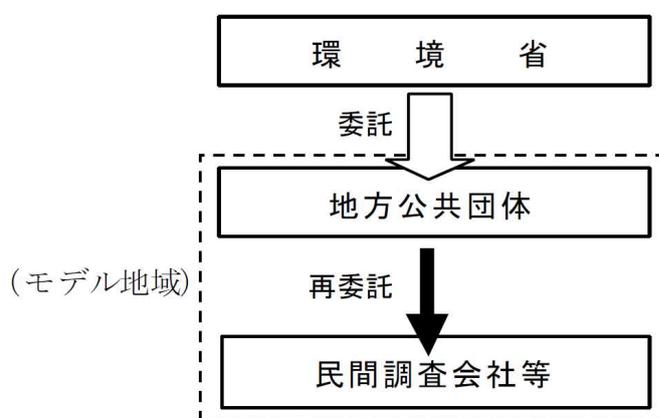


図1 委託の形態（イメージ）

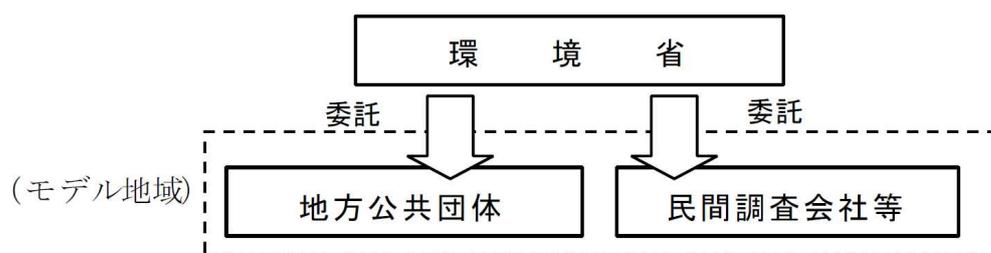


図2 例外的に認める委託の形態（イメージ）

委託費の支払は、各年度における事業完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、各年度における委託事業が終了し、受託者から事業報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことです。

(6) 実施計画書の提出

本モデル事業に選定された地方公共団体については、選定後速やかに実施計画書を提出する必要があります。実施計画書の記載内容については、別途環境省から指示があります。

(7) 事業の中止等の措置

応募者は、天変地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合には、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(8) その他

環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

また、採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応しかねますので、予めご了承下さい。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式

平成29年 月 日

環境省総合環境政策局環境影響評価課長 殿

住所  
代表名

平成29年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業  
申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

1. 提案書（別紙1）
2. 経費内訳（別紙2）
3. その他参考資料
4. 民間団体との共同実施の場合、民間団体の活動概要資料

連絡先 所属部署名： 役職名： 氏名： TEL： FAX： E-Mail：
---

**平成 29 年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業  
提案書フォーム**

(作成注)「主たる業務を行う者」の欄に地方公共団体名・所属、作成責任者、担当者、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを記載してください。複数の地方公共団体又は民間団体と共同で提案を行う場合は、共同提案者に関する情報も記載してください。共同提案者が複数ある場合は適宜表を追加してください。

## ○主たる業務を行う者

地方公共団体名・所属			
作成責任者	役職氏名		
担当者	役職氏名		
住所			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

## ○共同提案者

団体名・所属			
責任者	役職氏名		
担当者	役職氏名		
住所			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

○対象とする再生可能エネルギーの種類 (※該当種類に○をつけてください。)

陸上風力 / 洋上風力
-------------

## 0. はじめに

本書は、平成29年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業モデル地域公募要領に沿って、その実施方法等を提案してください。本事業の実施に当たっては、本提案書を基にして事業を行っていただきます。

## 1. 事業の目的と概要

地方公共団体が主導して風力発電事業等のゾーニングを行う目的や事業概要を記述してください。また、提案するモデル地域において過去に環境調査等を行っている場合は、その概要を記述してください。

\*主に以下の点について説明してください。

- ・地方公共団体が主導しゾーニングを行う目的
  - ✓ 地域の風力発電等導入目標（導入設備容量等）  
（地球温暖化対策の地方公共団体実行計画（区域施策編）等の上位計画との連携、計画の有無を含む。なければ今後の策定予定。）
  - ✓ 導入を進める上での課題
  - ✓ 再生可能エネルギーの導入と地域創生に関する方針 等
  
- ・ゾーニングモデル事業の概要
  - ✓ モデル地域名、位置・範囲 ※参考資料 論点 1)参照
  - ✓ 目標とする導入設備容量（現時点で分かる範囲で）及び導入年度
  - ✓ 環境保全上の配慮事項（例：公募要領 別表1）と配慮方法
  - ✓ ゾーニング結果の活用方策 ※参考資料 論点 2)参照

## 2. 地域の特性等

本事業で風力発電事業等のゾーニングを行う予定地域（複数ある場合は地域ごと）の概要と環境特性を記載してください。

\*主に以下の点について説明してください。

### 【事業性に関する情報】

- ・アクセス性及び風況等の状況
- ・送電網などの整備状況（現時点で周辺環境が整備されていない場合は事業性が確保されるための条件や見通し、または代替案など）
- ・既存の風力発電施設等の設置状況（距離、設備規模、基数など）

### 【環境保全等に関する情報】

- ・環境面から特に配慮が必要な地域固有の対象等の状況  
（例：特定植物群落や自然度の高い植生の生育地、イヌワシやクマタカ等の特に希少性の高い猛禽類の生息地、渡り鳥の重要集結地 等）
- ・社会経済的な面で特に配慮が必要な対象等の状況  
（例：航空法に基づく制限表面区域、航空路レーダー、漁業権、主な漁場、航路 等）

なお、上記の情報収集の際は、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」(<https://www2.env.go.jp/eiadb/>) を適宜参照、ご活用ください。

### 3. ゾーニングの策定計画

#### 3-1. ゾーニング策定方法

本事業でのゾーニング策定方法について現時点で想定される内容について記述してください。

【陸上 / 洋上】※該当するものに○をつけてください。複数必要な場合は、欄を追加してそれぞれ記載してください。

\*主に以下の点について説明してください。

- ・ゾーニングで用いる情報の内容と収集方法（参考Q&A 別表1）
- ・地域特性から、特に着目すべき情報の有無とその内容
- ・追加の環境調査が必要であれば、その内容（項目、調査頻度等）
- ・ゾーニングの方法（情報の重ね合わせや重み付け、検証プロセスの考え方等）  
※参考資料 論点6)参照
- ・ゾーニングの結果である推進エリアと保全エリアの示し方 等

#### 3-2. 関係者・関係機関等との調整

提案するモデル事業を実施するに当たり、調整が必要と考えられる関係者・関係機関等の有無や、調整状況等について記述してください。

【陸上 / 洋上】※該当するものに○をつけてください。複数必要な場合は、欄を追加してそれぞれ記載してください。

\*主に以下の点について説明してください。

- ・地方公共団体における推進体制や関係部署間（許認可関連部署）等との調整・連携の状況（環境部局が応募主体の場合：関係部署として、農林部局、都市計画部局等が挙げられる）
- ・市町村と都道府県の協力・連携状況
- ・ゾーニングにあたっての関係団体等（関係者、関係機関）の名称とその概要
- ・関係団体等との調整方針、調整方法等  
(例：景観、植生、猛禽類、農地、海域利用などの配慮事項に対し調整が必要な対象など)  
※参考資料 論点5)参照
- ・その他、風力発電等導入に向けた地域の理解の状況など。

### 4. ゾーニング結果の活用について

ゾーニング結果を活用した、環境保全と再生可能エネルギー導入促進のための方策について記述してください。

\*主に以下の点について説明してください。

- ・ゾーニング結果の周知方法
- ・ゾーニング結果の活用方法  
(ゾーニング結果の効力（立地に関する規制力など）の考え方、方向性を含む)  
※参考資料 論点4)参照

## 5. マニュアル策定に資する事項等

提案するモデル事業の実施に関し、マニュアル策定に資する事項等がありましたら記述してください。

- ・モデル事業実施にあたって独自の提案
- ・モデル事業の成果を他の地方公共団体へ展開する際に有効と考えられるポイント（ゾーニング検討プロセスの開示方法 等）
- ・その他マニュアル策定にあたり、特筆すべき提案 等

## 6. 他の委託事業・補助事業等との関係

提案するモデル地域において、本モデル事業以外に受ける予定の（又は受けたことがある）環境保全と再生可能エネルギー導入促進に係る国等の委託事業や補助事業等があればその内容等について記述してください。この際、平成29年度以降に予定される事業だけでなく、平成28年度以前の事業についても確認の上記述してください。

\*主に以下の点について説明してください。

- ・他の委託事業や補助事業等の有無
- ・有の場合は、その委託事業や補助事業の名称及び内容
- ・有の場合は、本モデル事業の内容と重複がないことの説明や連携して進められるポイント

例)

名称：農山漁村再生可能エネルギー導入可能性等調査（平成23年度 農林水産省）

内容：再生可能エネルギーの導入に向け、農山漁村資源の活用の可能性を明らかにするとともに、場所の選定の参考となる土地等の情報の提供を行ったもの。

## 7. 実施計画

提案するモデル事業の1年度目（平成29年度）と2年度目（平成30年度）における実施計画について記述してください。地方公共団体が実施する事項を中心に、共同実施者や外注（再委託）先との役割分担が分かるように記述してください。

（1年目：平成29年度）

時期	内容
到達目標	

(2年目：平成30年度)

時期	内容
到達目標	

別紙 2

平成 29 年度風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業に要する  
経費支出予定額内訳

(平成〇〇年度) ※1

経費区分・費目※2	金額	積算内訳※3
(記載例)		
業務費		
旅費	〇〇〇〇〇	(数量) × (単価) = 金額
諸謝金	〇〇〇〇〇	
会議費	〇〇〇〇〇	
備品費、借料及び損料	〇〇〇〇〇	
賃金	〇〇〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇〇〇	
雑役務費	〇〇〇〇〇	
外注費 (再 文献調査費	〇〇〇〇〇	
委託費) ※4 環境調査費※5	〇〇〇〇〇	
協議会等運営補助費		
その他 ( )		
その他 ( )	〇〇〇〇〇	
合計		円

※1：平成29年度及び平成30年度の年度毎に、経費支出予定額内訳を作成してください。

※2：適宜、行を追加・削除してください。

- ※3：備考欄に記載できない場合は、別紙に記載するなどしてください。
- ※4：原則環境省が環境調査等を実施することはありませんが、応募者において環境調査等の外注が実施できず、やむを得ず環境省において当該業務を行うことを希望する場合（公募要領「1.1.（5）委託の形態」参照。）には、金額の欄に「環境省において実施を希望」と記載の上、その理由を記載してください。なお、委託の形態は、理由等を確認の上、環境省が決定します。
- ※5：環境調査費は、提案書「3-1. ゾーニング実施方法」に記述することとなっている、環境調査の内容を踏まえ積算してください。